

新

旧



新	旧
<p>3 計画の策定経過及び実施体制</p> <p>(1) 策定経過</p> <p><u>H20. 5.23</u> : 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布</p> <p><u>H20. 9.19</u> : 歴史的風致維持向上計画策定関係部局関係課会議開催</p> <p><u>H20.11. 4</u> : 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行</p> <p><u>H21. 1.26</u> : 庁内関係部局関係課会議開催</p> <p><u>H21. 6.15</u> : 第1回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画（案）」の協議</p> <p><u>H21. 7. 6</u> : 京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画（案）」の意見聴取</p> <p><u>H21. 7.17～31</u> : パブリックコメントの実施</p> <p><u>H21. 7.29</u> : 京都市美観風致審議会への報告 「京都市歴史的風致維持向上計画（案）」の意見聴取</p> <p><u>H21. 8.21</u> : 第2回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画（案）」協議（審議終了）</p> <p><u>H21.10.13</u> : 「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定申請</p> <p><u>H21.11.19</u> : 「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定</p> <p><u>H21.10.17～12.28</u> : 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第1回変更内容に係る地元住民の意見の聴取</p> <p><u>H22. 1.22</u> : 京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第1回変更内容に係る意見聴取</p> <p><u>H22. 3. 1</u> : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請（第1回変更）</p> <p><u>H22. 3.31</u> : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定（第1回変更）</p> <p><u>H22.11.10</u> : 法定協議会「京都市歴史まちづくり推進協議会」の設置</p> <p><u>H23. 1.13</u> : 平成22年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第2回変更内容に係る意見聴取</p> <p><u>H23. 1.14～ 2.14</u> : 市民を対象とした「京都市歴史的風致維持向上計画」の第2回変更内容の閲覧及び意見募集の実施</p> <p><u>H23. 3. 8</u> : 京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第2回変更内容に係る意見聴取</p> <p><u>H23. 3. 9</u> : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請（第2回変更）</p>	<p>3 計画の策定経過及び実施体制</p> <p>(1) 策定経過</p> <p><u><平成20年5月23日（金）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布 <p><u><平成20年9月19日（金）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的風致維持向上計画策定関係部局関係課会議開催 <p><u><平成20年11月4日（火）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行 <p><u><平成21年1月26日（月）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 庁内関係部局関係課会議開催 <p><u><平成21年6月15日（月）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第1回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の意見聴取 ・「京都市歴史的風致維持向上計画（案）」の協議 <p><u><平成21年7月6日（月）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 京都市文化財保護審議会の意見聴取 ・「京都市歴史的風致維持向上計画（案）」の意見聴取 <p><u><平成21年7月17日（金）～31日（金）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施 <p><u><平成21年7月29日（水）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 京都市美観風致審議会への報告 ・「京都市歴史的風致維持向上計画（案）」の意見聴取 <p><u><平成21年8月21日（金）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第2回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の意見聴取 ・「京都市歴史的風致維持向上計画（案）」協議（審議終了） <p><u><平成21年10月13日（火）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定申請 <p><u><平成21年11月19日（木）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定 <p><u><平成21年10月17日（土）～12月28日（水）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「京都市歴史的風致維持向上計画」の変更内容に係る地元住民の意見の聴取 <p><u><平成22年1月22日（金）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 京都市文化財保護審議会の意見聴取 ・「京都市歴史的風致維持向上計画」の変更内容に係る意見聴取 <p><u><平成22年3月1日（月）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請

新

旧

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項

歴史的風致維持向上施設の整備は、関係部局と連携を図り、各種計画を基に、身近に共存する文化財と、地域における営み等と一体となって、京都の歴史的風致を感じ、維持及び向上する整備を推進する。

道路や公園等の公共施設の整備は、歴史的背景を元にした復原や、歴史的な町並みに合わせた整備を行い、歴史的風致の維持及び向上を図る。また、その公共施設の整備を効果的なものとするためにも、「まち美化推進」「歩いて楽しいまち」「自転車等駐車場の整備」等の取り組みを図る。

1 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項

歴史的風致維持向上施設の整備は、関係部局と連携を図り、各種計画を基に、身近に共存する文化財と、地域における営み等と一体となって、京都の歴史的風致を感じ、維持及び向上する整備を推進する。

道路や公園等の公共施設の整備は、歴史的背景を元にした復原や、歴史的な町並みに合わせた整備を行い、歴史的風致の維持及び向上を図る。また、その公共施設の整備を効果的なものとするためにも、「まち美化推進」「歩いて楽しいまち」「自転車等駐車場の整備」等の取り組みを図る。

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

公共施設などの歴史的風致維持向上施設の管理は、各施設の事業・管理所管局で行っており、日常的な維持管理や災害時の緊急対応を行い、利用者の安全確保に努めている。その他に地元町内会や団体などによる環境部局と連携した清掃活動や、消防部局と連携し消防訓練を行い、火災等による防災時の対応など地元主体の管理活動が行われている。

今後も更に府・市・市民とが連携を図り、歴史的風致維持向上施設の管理に努めていく。

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

公共施設などの歴史的風致維持向上施設の管理は、各施設の事業・管理所管局で行っており、日常的な維持管理や災害時の緊急対応を行い、利用者の安全確保に努めている。その他に地元町内会や団体などによる環境部局と連携した清掃活動や、消防部局と連携し消防訓練を行い、火災等による防災時の対応など地元主体の管理活動が行われている。

今後も更に府・市・市民とが連携を図り、歴史的風致維持向上施設の管理に努めていく。

(1) 道路修景整備事業

京都の歴史的な町並みを形成する多くの文化財を核に、町並みに調和した道路修景を行い、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを推進する。

(1) 道路修景整備事業

京都の歴史的な町並みを形成する多くの文化財を核に、町並みに調和した道路修景を行い、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを推進する。

ア 上七軒通周辺整備

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区	H22～H24	<u>社会資本整備総合交付金</u> <u>(都市再生整備計画事業)</u> （国土交通省）

（事業主体）京都市、上七軒お茶屋協同組合（間接）、電気・通信事業者（間接）

（事業区域）上京区社家長屋町～上京区毘沙門町地内

（事業内容）

北野天満宮の東参道及び上京北野界わい景観整備地区内にある上七軒通の約310m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。また、無電柱化により設置する設備配線等について、周囲の景観に配慮した修景を行う。

さらに、上七軒歌舞練場周辺の道路について、上七軒通と同様の石畳風アスファルト舗装による美装化を行う。

ア 上七軒通周辺整備

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区	H22～H24	<u>まちづくり交付金</u> （国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）上京区社家長屋町～上京区毘沙門町地内

（事業内容）

北野天満宮の東参道及び上京北野界わい景観整備地区内にある上七軒通の約310m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

上京北野界わい景観整備地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、京都の歴史的風致であるもてな



写真 7-1 上七軒

新



写真 7-1 上七軒通

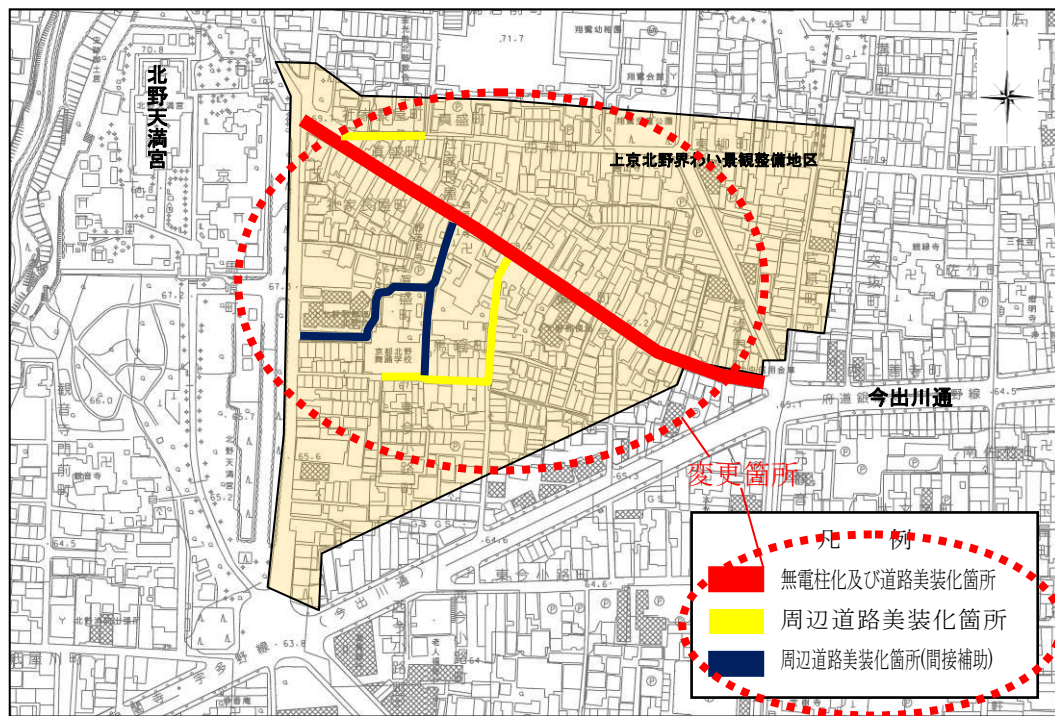


写真 7-1-2 周辺道路

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

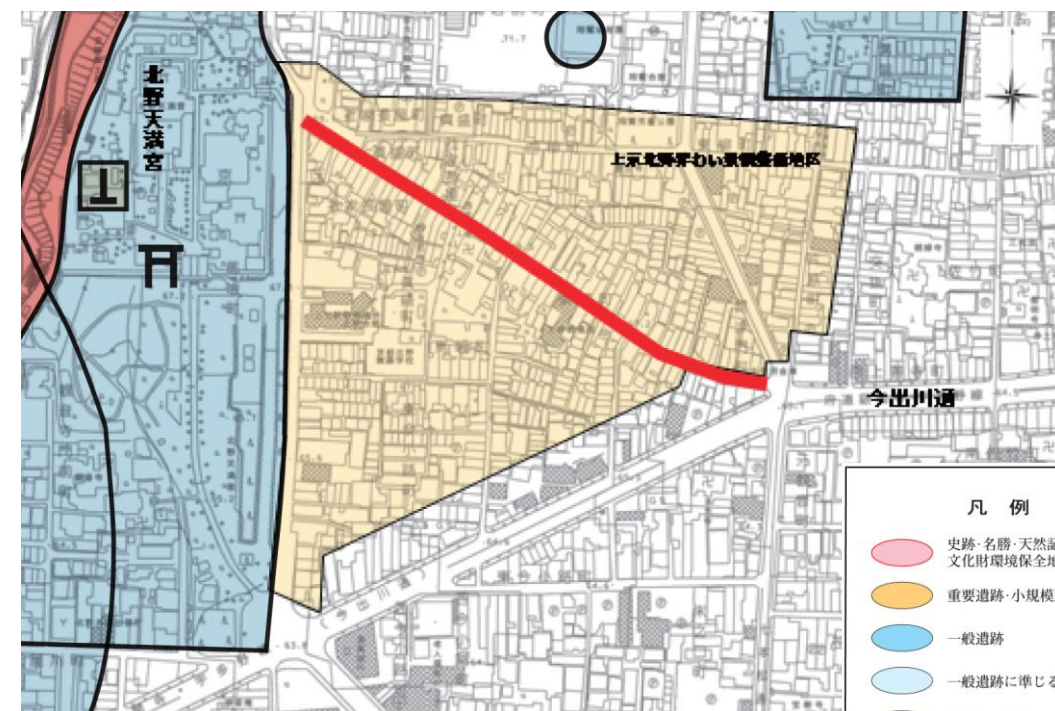
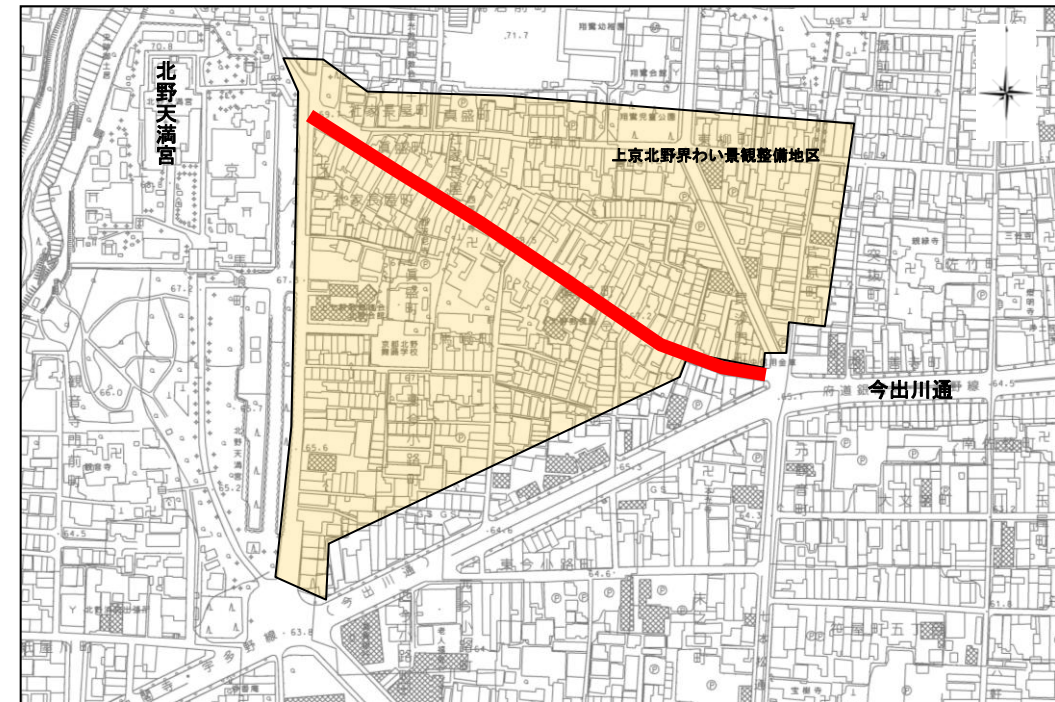
上京北野界わい景観整備地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、京都の歴史的風致であるもてなしの文化が受け継がれている五花街の一つである上七軒や、京都を代表する伝統産業である西陣織の同業者町によって構成されている。なかでも上七軒通は、一部が重要界わい景観整備地域に指定されており、当該地区の景観を代表する茶屋が建ち並ぶ優雅な町並みを残している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。さらに、上七軒歌舞練場は、上七軒の花街として今なお中心的な存在で、春には北野をどりが開催され、歴史的風致を継承している。

当該事業によって、上七軒通の道路修景が進むことで、もてなしの文化と茶屋が建ち並ぶ町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



旧

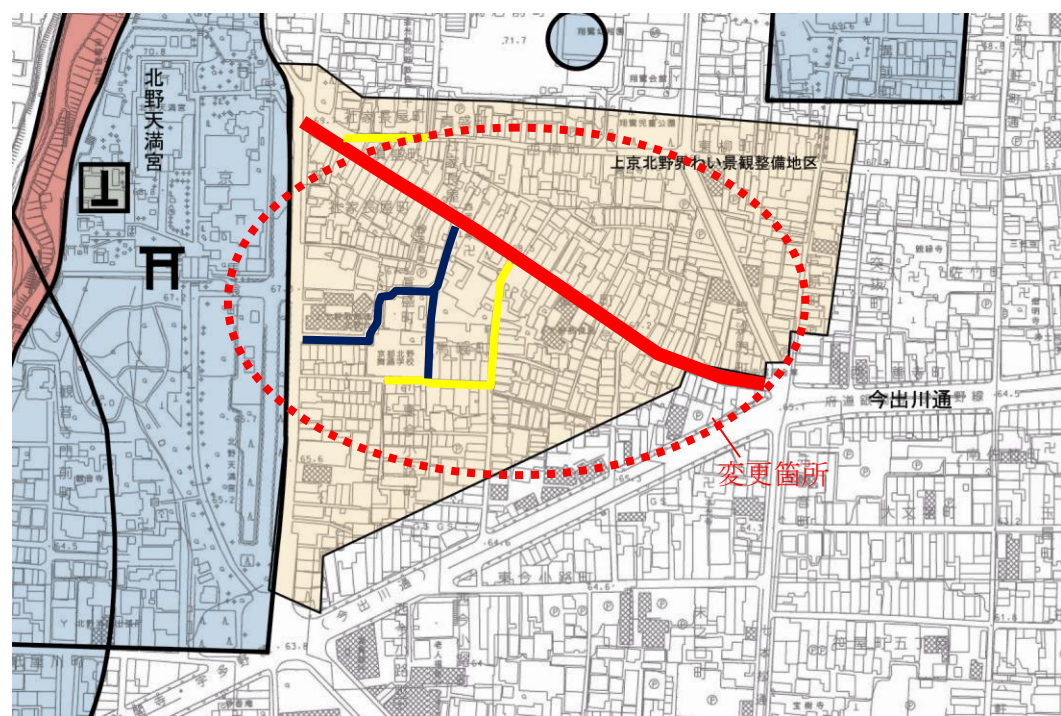
しの文化が受け継がれている五花街の一つである上七軒や、京都を代表する伝統産業である西陣織の同業者町によって構成されている。なかでも上七軒通は、一部が重要界わい景観整備地域に指定されており、当該地区の景観を代表する茶屋が建ち並ぶ優雅な町並みを残している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。当該事業によって、上七軒通の道路修景が進むことで、もてなしの文化と茶屋が建ち並ぶ町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



- 凡例
- 史跡・名勝・天然記念物指定地
文化財環境保全地区
 - 重要遺跡・小規模遺跡
 - 一般遺跡
 - 一般遺跡に準じる遺跡
 - 他都市に申請

新

旧



- 凡例
- 史跡・名勝・天然記念物指定地
文化財環境保全地区
 - 重要道跡・小規模道跡
 - 一般道跡
 - 一般道跡に準じる道跡
 - 他都市に申請

新

旧

イ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—1

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	S47～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 <u>（街なみ環境整備事業）（国土交通省）</u>

（事業主体）所有者（間接）

（事業区域）歴史的景観保全修景地区

（事業内容）

市内3地区を指定している歴史的景観保全修景地区において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

歴史的景観保全修景地区	
祇園町南歴史的景観保全修景地区	計 3 地区
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	
上京小川歴史的景観保全修景地区	

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

「祇園町南歴史的景観保全修景地区」および「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は五花街のひとつである祇園甲部に位置しており、「祇園町南歴史的景観保全修景地区」は、茶屋様式の町家を主流としつつ、各家屋の個性を発揮している。また、「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区と隣接しており、茶屋町と古美術商が集まった町が連続し、地域個性の豊かな町並みが形成している。

「上京小川歴史的景観保全修景地区」は茶道文化の殿堂の地であり、現在では、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが町並みを形成しており、いずれの地区も歴史的市街地地区の中に位置している。

このような京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的に指定する地区で、地区内の歴史的な様式を持つ建築物等については、その様式に従って修理を行うことにより、保全を図っていく。一方、歴史的様式を失った建築物については、歴史的景観保全修景計画に定められた基準に従って順次修景を進めるとともに、地区内の建築物等の修理等に対して助成し、京都の歴史的な景観の向上に努めることにより歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

イ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—1

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	S47～	市単独事業
	H21～H30	歴史的環境形成総合支援事業 （国土交通省）

（事業主体）所有者（間接）

（事業区域）歴史的景観保全修景地区

（事業内容）

市内3地区を指定している歴史的景観保全修景地区において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

歴史的景観保全修景地区	
祇園町南歴史的景観保全修景地区	計 3 地区
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	
上京小川歴史的景観保全修景地区	

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

「祇園町南歴史的景観保全修景地区」および「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は五花街のひとつである祇園甲部に位置しており、「祇園町南歴史的景観保全修景地区」は、茶屋様式の町家を主流としつつ、各家屋の個性を発揮している。また、「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区と隣接しており、茶屋町と古美術商が集まった町が連続し、地域個性の豊かな町並みが形成している。

「上京小川歴史的景観保全修景地区」は茶道文化の殿堂の地であり、現在では、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが町並みを形成しており、いずれの地区も歴史的市街地地区の中に位置している。

このような京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的に指定する地区で、地区内の歴史的な様式を持つ建築物等については、その様式に従って修理を行うことにより、保全を図っていく。一方、歴史的様式を失った建築物については、歴史的景観保全修景計画に定められた基準に従って順次修景を進めるとともに、地区内の建築物等の修理等に対して助成し、京都の歴史的な景観の向上に努めることにより歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新

旧

ウ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—2

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	S60～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）（国土交通省）

（事業主体）所有者（間接）

（事業区域）界わい景観整備地区

（事業内容）

市内7地区（うち、重点区域内は6地区）を指定している界わい景観整備地区内の地域で市街地の景観を特色付ける建築物等が連なっている地域などを重要界わい景観整備地域としてさらに指定するとともに、界わい景観整備地区内において、町並みの景観を特色付けている建築物等を界わい景観建造物に指定している。

この地区内の重要界わい景観整備地域内の建造物等や界わい景観建造物において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

界わい景観整備地区	
伏見南浜界わい景観整備地区	計7地区
三条通界わい景観整備地区	
上賀茂郷界わい景観整備地区	
千両ヶ辻界わい景観整備地区	
上京北野界わい景観整備地区	
本願寺・東寺界わい景観整備地区	
西京極原地区（※）	

※ 西京極原地区は重点区域外

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

歴史的市街地・伏見地区の中に位置している「伏見南浜界わい景観整備地区」は、豊臣秀吉の城下町創設に始まり、水運業都市として隆盛を示し、町家や酒造施設が建ち並んでいる。

「三条通界わい景観整備地区」は、近世において東海道の西の基点として、旅籠、問屋、両替商等が立地していたが、明治時代に入ると文化・金融等といった都心機能が強化され、近代洋風建築などが集積し、様式の異なる建造物が

ウ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—2

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	S60～	市単独事業
	H21～H30	歴史的環境形成総合支援事業 （国土交通省）

（事業主体）所有者（間接）

（事業区域）界わい景観整備地区

（事業内容）

市内7地区（うち、重点区域内は6地区）を指定している界わい景観整備地区内の地域で市街地の景観を特色付ける建築物等が連なっている地域などを重要界わい景観整備地域としてさらに指定するとともに、界わい景観整備地区内において、町並みの景観を特色付けている建築物等を界わい景観建造物に指定している。

この地区内の重要界わい景観整備地域内の建造物等や界わい景観建造物において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

界わい景観整備地区	
伏見南浜界わい景観整備地区	計7地区
三条通界わい景観整備地区	
上賀茂郷界わい景観整備地区	
千両ヶ辻界わい景観整備地区	
上京北野界わい景観整備地区	
本願寺・東寺界わい景観整備地区	
西京極原地区（※）	

※ 西京極原地区は重点区域外

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

歴史的市街地・伏見地区の中に位置している「伏見南浜界わい景観整備地区」は、豊臣秀吉の城下町創設に始まり、水運業都市として隆盛を示し、町家や酒造施設が建ち並んでいる。

「三条通界わい景観整備地区」は、近世において東海道の西の基点として、旅籠、問屋、両替商等が立地していたが、明治時代に入ると文化・金融等といった都心機能が強化され、近代洋風建築などが集積し、様式の異なる建造物が混在している。

新

旧

混在している。

「千両ヶ辻界わい景観整備地区」は、西陣織及び関連業が軒を連ね、商工混在の町並みを形成している。現在でも伝統的な家屋で生業を営む企業も多く、西陣の固有景観が維持されている。

「上京北野界わい景観整備地区」は、北野天満宮の門前町として形成された歴史の古い市街地である。中でも上七軒は、京都では最も歴史の長い茶屋町で、門前町の賑わいと芸能文化の発展に寄与し、優雅で落ち着いた町並みを形成している。一方、この区域は西陣機業の集中する市街地でもあり、その関連業も含む同業者町を形成し、職住が共存した町並み景観を呈している。

「三条通界わい景観整備地区」「千両ヶ辻界わい景観整備地区」「上京北野界わい景観整備地区」は、歴史的市街地地区の中に位置している。

「本願寺・東寺界わい景観整備地区」のうち、本願寺地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、東西の本願寺の「寺内町」として都市生活が営まれてきた歴史的市街地である。仏具、法衣などの宗教関連用品を扱う見世造りの商店や仕舞屋などの町家が建ち並んでいる。また、東寺地区は、歴史的市街地・東寺地区の中に位置しており、東寺を中心に開けた市街地で、古都の玄関の象徴である五重塔を背景にした町並みを形成している。

「上賀茂郷界わい景観整備地区」は、上賀茂地区の中に位置しており、上賀茂神社に仕える神官の住居（社家）や農家が混在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。現在でも社家や土堀越しの前庭、洗練された意匠の町家などで通り景観を維持している。

このような歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図るとともに、重要界わい景観整備地域内の建築物等や界わい景観建築物の修理等に対して助成することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

「千両ヶ辻界わい景観整備地区」は、西陣織及び関連業が軒を連ね、商工混在の町並みを形成している。現在でも伝統的な家屋で生業を営む企業も多く、西陣の固有景観が維持されている。

「上京北野界わい景観整備地区」は、北野天満宮の門前町として形成された歴史の古い市街地である。中でも上七軒は、京都では最も歴史の長い茶屋町で、門前町の賑わいと芸能文化の発展に寄与し、優雅で落ち着いた町並みを形成している。一方、この区域は西陣機業の集中する市街地でもあり、その関連業も含む同業者町を形成し、職住が共存した町並み景観を呈している。

「三条通界わい景観整備地区」「千両ヶ辻界わい景観整備地区」「上京北野界わい景観整備地区」は、歴史的市街地地区の中に位置している。

「本願寺・東寺界わい景観整備地区」のうち、本願寺地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、東西の本願寺の「寺内町」として都市生活が営まれてきた歴史的市街地である。仏具、法衣などの宗教関連用品を扱う見世造りの商店や仕舞屋などの町家が建ち並んでいる。また、東寺地区は、歴史的市街地・東寺地区の中に位置しており、東寺を中心に開けた市街地で、古都の玄関の象徴である五重塔を背景にした町並みを形成している。

「上賀茂郷界わい景観整備地区」は、上賀茂地区の中に位置しており、上賀茂神社に仕える神官の住居（社家）や農家が混在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。現在でも社家や土堀越しの前庭、洗練された意匠の町家などで通り景観を維持している。

このような歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図るとともに、重要界わい景観整備地域内の建築物等や界わい景観建築物の修理等に対して助成することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

エ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—3

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	H8～	市単独事業
	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 <u>（街なみ環境整備事業）（国土交通省）</u>

（事業主体）所有者（間接）

（事業区域）京都市内

エ 京都市市街地景観整備条例に基づく修理・修景助成事業—3

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	H8～	市単独事業
	H21～H30	歴史的環境形成総合支援事業 （国土交通省）

（事業主体）所有者（間接）

（事業区域）京都市内

（事業内容）

歴史的意匠建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必

新

旧

(事業内容)

歴史的意匠建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的意匠建造物は、市内に108件指定しており、重点区域内には合計95件指定している。歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物として指定している。歴史的意匠建造物の歴史的な様式を保全するために必要な修理等に対して助成し、これら建造物の歴史的な様式を保全することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

オ 景観法に基づく修理・修景助成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	H18～	市単独事業
	H21～H22	景観形成総合支援事業(国土交通省)
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 <u>(街なみ環境整備事業)(国土交通省)</u>

(事業主体)所有者(間接)

(事業区域)景観計画区域内

(事業内容)

景観重要建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

景観重要建造物は、景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成にとって重要な建築物等を指定するものである。景観重要建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことが、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりの推進につながる。

カ 歴史的風致形成建造物の修理・修景助成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	H21～H22	歴史的環境形成総合支援事業(国交省補助事業)
	H23～H30	社会資本整備総合交付金 <u>(街なみ環境整備事業)(国土交通省)</u>

(事業主体):所有者等(間接)

(事業区域):重点区域内

(事業内容)

要な費用の一部の助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的意匠建造物は、市内に108件指定しており、重点区域内には合計95件指定している。歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物として指定している。歴史的意匠建造物の歴史的な様式を保全するために必要な修理等に対して助成し、これら建造物の歴史的な様式を保全することで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

オ 景観法に基づく修理・修景助成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業	H18～	市単独事業
	H21～H23	景観形成総合支援事業 (国土交通省)

(事業主体)所有者(間接)

(事業区域)景観計画区域内

(事業内容)

景観重要建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

景観重要建造物は、景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成にとって重要な建築物等を指定するもので、重点区域内では、現在23件が指定されている。景観重要建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことが、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりの推進につながる。

新

第8章歴史的風致形成建造物の指定の方針に記載した歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧に掲載し、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものについて、指定を行うものである。歴史的風致形成建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことが、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりの推進につながる。

<具体事業例>

事業名
歴史的町並み再生事業 黄桜酒蔵修理事業

(事業主体)：所有者（間接）

(事業区域)：歴史的市街地・伏見地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

大正14年、澤屋の分家として創業。外観はほぼ当時のままで、現在も清酒工房として活用されている。

○ 事業概要

酒蔵の屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理について助成を行い、当時の外観を維持する。



写真 7-16 黄桜酒蔵

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

外観様式を残した比較的大きな伏見の酒蔵である。今でも清酒工房として使用されており、歴史的な町並みを形成する建造物である。また、舟運が栄えた頃の歴史的風致を伝えており、この建造物を維持することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

旧

カ 歴史的風致形成建造物の修理・修景助成事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業 黄桜酒蔵修理事業	H22～H24	歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)

(事業主体)：所有者（間接）

(事業区域)：歴史的市街地・伏見地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

大正14年、澤屋の分家として創業。外観はほぼ当時のままで、現在も清酒工房として活用されている。

○ 事業概要

酒蔵の屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理について助成を行い、当時の外観を維持する。



写真 7-16 黄桜酒蔵

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

外観様式を残した比較的大きな伏見の酒蔵である。今でも清酒工房として使用されており、歴史的な町並みを形成する建造物である。また、舟運が栄えた頃の歴史的風致を伝えており、この建造物を維持することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新

旧

事業名
歴史的町並み再生事業 吉田宗兵衛邸修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

茶道具屋 (吉田宗兵衛商店 文久元年 (1861) 創業) を営む吉田家の住居。つし二階建ての京町家で、2階には虫籠窓。月見櫓がある。



写真 7-17 吉田宗兵衛邸

○ 事業概要

主屋の外壁・建具の修理と、併せて行う大屋根等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

多くの寺が集まる寺町通りに面した茶道具屋の住居であり、古くからお茶の文化に大きく関わり、茶道を支えてきた。当該建造物を保全することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業 吉田宗兵衛邸修理事業	H21~H23	歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

茶道具屋 (吉田宗兵衛商店 文久元年 (1861) 創業) を営む吉田家の住居。つし二階建ての京町家で、2階には虫籠窓。月見櫓がある。



写真 7-17 吉田宗兵衛邸

○ 事業概要

主屋の外壁・建具の修理と、併せて行う大屋根等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

多くの寺が集まる寺町通りに面した茶道具屋の住居であり、古くからお茶の文化に大きく関わり、茶道を支えてきた。当該建造物を保全することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名
歴史的町並み再生事業 <small>とりやさ</small> 鳥彌三修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

道路に面して主屋が建ち、その奥、鴨川に面して新座敷棟、中二階棟が建つ。3棟とも国登録文化財に登録されている。主屋の建築年代は江戸後期とされており、間口も広く、景観への影響は大きい。また、新座敷棟は昭和初期の建築で、夏には床が設置させる。



写真 7-18 鳥彌三

○ 事業概要

建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

古くから鴨川に面して営まれている料亭で、京都の夏の風物詩となっている床が5月から設置される。また、この付近の木屋町通り沿いには、今なお歴史的な意匠を残した建造物が多く残っており、古くからの商業の地域として、その歴史的な建造物が活用されている。当該建造物を保全することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業 <small>とりやさ</small> 鳥彌三修理事業	H21～H23	歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

道路に面して主屋が建ち、その奥、鴨川に面して新座敷棟、中二階棟が建つ。3棟とも国登録文化財に登録されている。主屋の建築年代は江戸後期とされており、間口も広く、景観への影響は大きい。また、新座敷棟は昭和初期の建築で、夏には床が設置させる。



写真 7-18 鳥彌三

○ 事業概要

建物全体の構造補強と、併せて行う屋根・外壁等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

古くから鴨川に面して営まれている料亭で、京都の夏の風物詩となっている床が5月から設置される。また、この付近の木屋町通り沿いには、今なお歴史的な意匠を残した建造物が多く残っており、古くからの商業の地域として、その歴史的な建造物が活用されている。当該建造物を保全することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名
歴史的町並み再生事業 佐々木邸修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

主屋は、昭和初期の建築（大正3年とも言われている）。当該地は2方向に道路に面しており、通りに面して高塀が設けられている。高塀裏の前庭に面して茶室、土蔵がある。



写真 7-19 佐々木邸

○ 事業概要

高塀の補強及び壁等の修理と、主屋の屋根及び外壁等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

西陣の織屋界隈で茶道が嗜まれていた時代を色濃く残す旧家の町家であり、西陣地域の歴史的風致を維持するためには重要な建造物であるため、当該建造物を保全することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業 佐々木邸修理事業	H21～H23	歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

主屋は、昭和初期の建築（大正3年とも言われている）。当該地は2方向に道路に面しており、通りに面して高塀が設けられている。高塀裏の前庭に面して茶室、土蔵がある。



写真 7-19 佐々木邸

○ 事業概要

高塀の補強及び壁等の修理と、主屋の屋根及び外壁等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

西陣の織屋界隈で茶道が嗜まれていた時代を色濃く残す旧家の町家であり、西陣地域の歴史的風致を維持するためには重要な建造物であるため、当該建造物を保全することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名
歴史的町並み再生事業 上七軒歌舞練場修理事業

(事業主体)：所有者（間接）

(事業区域)：歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

明治28年、35年に2棟木造建築が築造され、昭和12年に舞台をRC造に改修されたと言われている。その後も、改修・修理が加えられ、現在に至る。



写真 7-20 上七軒歌舞練場

○ 事業概要

歌舞練場の大屋根・下屋等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上七軒歌舞練場は花街の中心的な存在であり、春には風物詩である北野をどりが開催される。また、この周辺には多くの茶屋様式の建造物が残っている。当該建造物を保全することにより、花街である上七軒及び北野天満宮周辺の歴史的風致を維持し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業 上七軒歌舞練場修理事業	H21	歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)

(事業主体)：所有者（間接）

(事業区域)：歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

明治28年、35年に2棟木造建築が築造され、昭和12年に舞台をRC造に改修されたと言われている。その後も、改修・修理が加えられ、現在に至る。



写真 7-20 上七軒歌舞練場

○ 事業概要

歌舞練場の大屋根・下屋等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上七軒歌舞練場は花街の中心的な存在であり、春には風物詩である北野をどりが開催される。また、この周辺には多くの茶屋様式の建造物が残っている。当該建造物を保全することにより、花街である上七軒及び北野天満宮周辺の歴史的風致を維持し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名
歴史的町並み再生事業 月桂冠旧本社修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地・伏見地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

大正8年の建造物。建物の周囲には犬矢来が取り巻き、宇治川の氾濫による水害から守るため、建物の床面は道路より1mほど高く建造されている。平成5年までは、本社として使用されていたが、現在は、各造り酒屋のお酒を売るなどの店舗として活用されている。



写真 7-21 月桂冠旧本社

○ 事業概要

店舗及び高塀の屋根の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伏見の酒造会社の1つである月桂冠の旧本社で、現在は伝統産業である伏見界わいの多種のお酒の紹介や、喫茶コーナーを設け、建造物の活用を図っている。また、舟運が栄えた頃の歴史的風致を今に伝えており、当該建造物の保全を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業 月桂冠旧本社修理事業	H21	歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地・伏見地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

大正8年の建造物。建物の周囲には犬矢来が取り巻き、宇治川の氾濫による水害から守るため、建物の床面は道路より1mほど高く建造されている。平成5年までは、本社として使用されていたが、現在は、各造り酒屋のお酒を売るなどの店舗として活用されている。



写真 7-21 月桂冠旧本社

○ 事業概要

店舗及び高塀の屋根の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伏見の酒造会社の1つである月桂冠の旧本社で、現在は伝統産業である伏見界わいの多種のお酒の紹介や、喫茶コーナーを設け、建造物の活用を図っている。また、舟運が栄えた頃の歴史的風致を今に伝えており、当該建造物の保全を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名
歴史的町並み再生事業 山中油店修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

道路に面して平入平屋のみせ棟と平入りつし二階の主屋が2棟並び、庭を挟んで土蔵が建つ。現在の地に店を構えたのが文政年間とされ、200年近くの歴史を持つ。なお、主屋及び2棟の蔵が国登録文化財に登録されている。



写真 7-22 山中油店

○ 事業概要

店舗の構造補強について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

古くからこの地で商いを行ってきた町家であり、周辺には当該建造物のような歴史的な建造物が建ち並ぶ。その多くは一族の商いによる使用人等の住居であり、現在は貸家として使用されている。西陣の織屋と同様、古くから商業都市であった京都の商家としての歴史的風致を今なお伝えており、当該建造物の保全を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業 山中油店修理事業	H22~H23	歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

道路に面して平入平屋のみせ棟と平入りつし二階の主屋が2棟並び、庭を挟んで土蔵が建つ。現在の地に店を構えたのが文政年間とされ、200年近くの歴史を持つ。なお、主屋及び2棟の蔵が国登録文化財に登録されている。



写真 7-22 山中油店

○ 事業概要

店舗の構造補強について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

古くからこの地で商いを行ってきた町家であり、周辺には当該建造物のような歴史的な建造物が建ち並ぶ。その多くは一族の商いによる使用人等の住居であり、現在は貸家として使用されている。西陣の織屋と同様、古くから商業都市であった京都の商家としての歴史的風致を今なお伝えており、当該建造物の保全を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名
歴史的町並み再生事業 ^{うるんざ} 胡乱座修理事業

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

主屋は通庭沿いに3室が並ぶ典型的な町家の平面型で、明治三十年上棟の棟札が残っている。庭を挟んだ奥には離れが建ち、現在は2階で主屋とつながっている。主屋は1, 2階の座敷とも、床柱、床框、床地板などに銘木が使用され、数寄屋の意匠が加味されている。さらに、2階の四畳半は茶室仕様であり、明治後期の近代和風建築としての特徴をよく備えている。なお、国登録文化財に登録されている。



写真 7-23 胡乱座

○ 修理内容

主屋・離れの屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該建造物は、周辺の出入り大工の元住居で、職住共存地域の町衆の営みを支え、町並みを形成する上で重要な建造物である。現在は、簡易宿舎として活用されている。当該建造物の保全を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
歴史的町並み再生事業 ^{うるんざ} 胡乱座修理事業	H21	歴史的環境形成総合支援事業 (国交省補助事業)

(事業主体) 所有者 (間接)

(事業区域) 歴史的市街地地区内

(事業内容)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく修理修景補助事業。

○ 建物概要

主屋は通庭沿いに3室が並ぶ典型的な町家の平面型で、明治三十年上棟の棟札が残っている。庭を挟んだ奥には離れが建ち、現在は2階で主屋とつながっている。主屋は1, 2階の座敷とも、床柱、床框、床地板などに銘木が使用され、数寄屋の意匠が加味されている。さらに、2階の四畳半は茶室仕様であり、明治後期の近代和風建築としての特徴をよく備えている。なお、国登録文化財に登録されている。



写真 7-23 胡乱座

○ 修理内容

主屋・離れの屋根の修理と、併せて行う外壁等の修理について助成を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該建造物は、周辺の出入り大工の元住居で、職住共存地域の町衆の営みを支え、町並みを形成する上で重要な建造物である。現在は、簡易宿舎として活用されている。当該建造物の保全を図ることにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新

旧

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

歴史的風致形成建造物候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1	黄桜酒造 (界わい景観整備地区)		京都市伏見区 南浜町 255	
2	吉田邸		京都市下京区 橋町 441	
3	鳥彌三 (国登録文化財)		京都市下京区 斎藤町 136 他	
4	佐々木邸 (歴史的意匠建造物)		京都市上京区 末広町 33 他	
5	上七軒 歌舞練場 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 真盛町 742-1 他	

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1	黄桜酒蔵 (清酒工房) (界わい景観整備地区)		京都市伏見区 南浜町 255	
2	吉田 宗兵衛邸		京都市下京区 橋町 441	
3	鳥彌三 (国登録文化財)		京都市下京区 斎藤町 136 他	
4	佐々木邸 (歴史的意匠建造物)		京都市上京区 末広町 33 他	
5	上七軒 歌舞練場 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 真盛町 742-1 他	






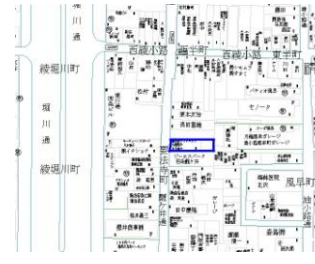
新

旧

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

歴史的風致形成建造物候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
6	月桂冠 旧本社 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市伏見区 南浜町 247	
7	山中油店 (景観重要建造物, 国登録文化財)		京都市上京区 下丸屋町 508	
8	胡乱座 (景観重要建造物, 国登録文化財)		京都市下京区 要法寺町 427	
9	松本酒造 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市伏見区 横大路三栖 大黒町 2 他	
10	梅辻邸 (景観重要建造物, 京都市指定文化財, 界わい景観整備地区)		京都市北区 上賀茂北大路 町 39-1 (一部)	

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
6	月桂冠 旧本社 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市伏見区 南浜町 247	
7	山中油店 (景観重要建造物, 国登録文化財)		京都市上京区 下丸屋町 508	
8	胡乱座 (景観重要建造物, 国登録文化財)		京都市下京区 要法寺町 427	

新

旧

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1 1	樂吉左衛門 <u>(景観重要建造物, 国登録文化財, 歴史的意匠建造物)</u>		京都市上京区 油橋詰町 84	
1 2	加藤邸 <u>(景観重要建造物)</u>		京都市上京区 笹屋町二丁目 579-2	
1 3	創芸の会 <u>(景観重要建造物, 界わい景観整備地区重要地域)</u>		京都市上京区 元妙蓮寺町 553	
1 4	林邸 <u>(景観重要建造物, 界わい景観整備地区重要地域)</u>		京都市上京区 真盛町 742-1	
1 5	帯屋捨松 <u>(景観重要建造物, 界わい景観整備地区界わい景観建造物)</u>		京都市上京区 柁屋町 609	

新

旧

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
16	松居邸 (旧杉尾家) (景観重要建造物)		京都市上京区 挽木町 529	
17	大島邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区)		京都市伏見区 京町三丁目 181	
18	祇園甲部 歌舞練場 (歴史的景観保全修景地区, 国登録文化財)		京都市東山区 祇園町南側 570-2 他	

新			旧		
写真 3-8	小塩山近郊緑地特別保全地区		写真 3-8	小塩山近郊緑地特別保全地区	
写真 3-9	産寧坂地区		写真 3-9	産寧坂地区	
写真 3-10	上賀茂地区		写真 3-10	上賀茂地区	
写真 3-11	嵯峨鳥居本地区		写真 3-11	嵯峨鳥居本地区	
写真 3-12	祇園新橋地区		写真 3-12	祇園新橋地区	
写真 3-13	上京小川地区 (歴史的景観保全修景地区)		写真 3-13	上京小川地区 (歴史的景観保全修景地区)	
写真 3-14	伏見南浜地区 (界わい景観整備地区)		写真 3-14	伏見南浜地区 (界わい景観整備地区)	
写真 3-15	三条通地区 (界わい景観整備地区)		写真 3-15	三条通地区 (界わい景観整備地区)	
写真 3-16	伝統的建造物群保存地区内の屋外広告物		写真 3-16	伝統的建造物群保存地区内の屋外広告物	
写真 3-17	京都の町並みに調和した屋外広告物の例		写真 3-17	京都の町並みに調和した屋外広告物の例	
写真 3-18	見下ろしの眺め (大文字山から市街地)		写真 3-18	見下ろしの眺め (大文字山から市街地)	
写真 3-19	しるしへの眺め (賀茂川右岸からの大文字)		写真 3-19	しるしへの眺め (賀茂川右岸からの大文字)	
写真 3-20	眺望景観ポイント (視点場)		写真 3-20	眺望景観ポイント (視点場)	
写真 3-21	四条烏丸から比叡山を見る (昭和 10 (1935) 年頃)		写真 3-21	四条烏丸から比叡山を見る (昭和 10 (1935) 年頃)	
写真 3-22	四条烏丸から比叡山を見る (平成 20 (2008) 年頃)		写真 3-22	四条烏丸から比叡山を見る (平成 20 (2008) 年頃)	
写真 3-23	町家と高層建築物		写真 3-23	町家と高層建築物	
写真 3-24	景観を阻害する電柱類		写真 3-24	景観を阻害する電柱類	
写真 3-25	シイノキが開花し、まだらに見える大文字		写真 3-25	シイノキが開花し、まだらに見える大文字	
写真 3-26	松くい虫被害が広がる小倉山山頂付近		写真 3-26	松くい虫被害が広がる小倉山山頂付近	
写真 3-27	都心部での交通渋滞		写真 3-27	都心部での交通渋滞	
写真 6-1	京都市文化財保存技術研修センター		写真 6-1	京都市文化財保存技術研修センター	
写真 7-1	上七軒通 (道路修景整備事業)		写真 7-1	上七軒 (道路修景整備事業)	
写真 7-1-2	周辺道路 (道路修景整備事業)		写真 7-2	小川通 (道路修景整備事業)	
写真 7-2	小川通 (道路修景整備事業)		写真 7-3	三条周辺地区 (道路修景整備事業)	
写真 7-3	三条周辺地区 (道路修景整備事業)		写真 7-4	清水周辺地区 (道路修景整備事業)	
写真 7-4	清水周辺地区 (道路修景整備事業)		写真 7-5	観光案内標識	
写真 7-5	観光案内標識		写真 7-6	歩いて楽しいまちなか戦略	
写真 7-6	歩いて楽しいまちなか戦略		写真 7-7	御蔭橋 1	
写真 7-7	御蔭橋 1		写真 7-8	御蔭橋 2	
写真 7-8	御蔭橋 2		写真 7-9	防災水利整備事業 1	
写真 7-9	防災水利整備事業 1		写真 7-10	防災水利整備事業 2	
写真 7-10	防災水利整備事業 2		写真 7-11	淀城跡公園 1	
写真 7-11	淀城跡公園 1		写真 7-12	淀城跡公園 2	
写真 7-12	淀城跡公園 2		写真 7-13	二条城 (歴史的建造物の保存・再生事業)	
写真 7-13	二条城 (歴史的建造物の保存・再生事業)				